

平成30年3月5日

関係者各位

茨城県 県北農林事務所
企画調整部門 振興・環境室
農業振興課長

平成29年産米の食味ランキングにおける茨城県「県北コシヒカリ」の『特A』評価
及び表示方法に関する留意事項について

日頃より、県北農林事務所における各種の取組等にご協力いただき、感謝申し上げます。

県北農林事務所では、これまで、米の良食味に向けた取組を進めてまいりました。

特に、平成25年度からは、生産農家をはじめ、農業総合センター、農業研究所、普及センター等の関係機関との連携により、味だけでなく食感などを含め、消費者から求められる米、選ばれる米づくりに取り組んでまいりました。

このような取組の積み重ねの結果、先日、日本穀物検定協会による「米の食味ランキング」におきまして、最上級の評価である『特A』の評価があったところです。

つきましては、県北農林事務所における取組及び特A評価の概要に関しまして、別添のとおり、送付しますので、ご参考願います。

また、併せて、日本穀物検定協会から、別添のとおり表示方法についての注意喚起がされておりますので、ご留意願います。

今後とも、引き続き、県北地域における農産物の品質向上及びブランド化の取組等に、ご理解とご協力をお願いします。

茨城県 県北農林事務所 企画調整部門 振興・環境室
農業振興課 (担当：細谷，重野)

〒313-0013

茨城県 常陸太田市 山下町4119

TEL：0294-80-3303

FAX：0294-80-3304

一般財団法人 日本穀物検定協会
Japan Grain Inspection Association

茨城		29年度ランク
地区	品名	
県北	コシヒカリ	特A
	コシヒカリ	A
県南・県西	コシヒカリ	A
	あきたこまち	A

米の食味ランキングは、主な産地品種銘柄について、当協会がその供試試料を食味試験した結果に基づいて評価するものであり、流通するすべてのお米を評価しているものではありません。

なお、第三者が当協会の確認を受けずに米の食味ランキングに関する情報を用いて行い、又は行っている一切の行為について、責任を負うことは出来ません。

米の食味ランキングのランクを精米袋等に表示される事業者様へお願い。

精米袋等に特A評価を表示される場合には、「商品そのものの評価ではありません」等と表示を行い、消費者に誤解を与えないようにしてください。不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)の不当な表示の禁止第四条で問題になる可能性があります。

表示例 PDF
表示例: 不要景品類及び不当表示防止法 PDF
お問い合わせ

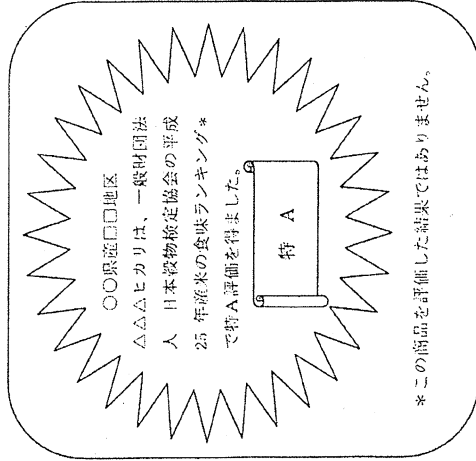
【表示例】

(正しい表示例)

〇〇県〇〇地区産△△△ヒカリは、一般財団法人 日本穀物検定協会の平成25年度産米の食味ランキングにおいて特A評価を得ました。
*商品そのものの評価ではありません。

お願い: 表示の際は、産地品種銘柄、略称名及びランキング対象年を表示し、消費者等に誤解を受けることのないよう「商品そのものの評価ではありません。」等の表示をしてください。

お願い: 下線の表示は消費者が認識できる大きさの文字で表示してください。



(正しくない表示例)

